

徳島県生活環境保全条例
土砂等の埋立て等に関する環境保全

特定事業の許可申請の手引き

徳 島 県
令和7年5月

目 次

第 1 部	土砂等の埋立て等を実施される方へ	
Ⅰ	土砂等の埋立て等を行う場合の留意事項	1-1
Ⅱ	特定事業の許可申請を行う場合の留意事項	1-1
○	許可申請に必要な書類	1-4
○	特定事業の許可に係る土壌検査及び水質検査の実施における留意点	1-6
Ⅲ	特定事業の許可手続の概要	1-7
Ⅳ	条例に関する F A Q	1-8
第 2 部	徳島県生活環境保全条例について	
Ⅰ	条例制定の経緯と概要	2-1
Ⅱ	土砂等の埋立て等に対する規制の概要	2-2
Ⅲ	特定事業の許可について	2-4
第 3 部	特定事業の許可申請について	
第 1	特定事業（一時堆積事業）許可申請書作成要領	3-1
Ⅰ	申請書類の作成について	3-1
Ⅱ	特定事業許可申請書記載要領について	3-2
Ⅲ	一時堆積事業許可申請書記載要領について （様式）	3-7 3-12
第 2	許可申請書等の記載例	3(2)-1
第 4 部	特定事業の許可を受けた方へ	
第 1	許可を受けた特定事業を実施する場合の留意点	4-1
第 2	特定事業の施工管理について	4(2)-1
Ⅰ	届出等	4(2)-1
Ⅱ	定期報告等	4(2)-3
Ⅲ	施工管理上の留意点 （参考様式）	4(2)-4 4(2)-5
第 5 部	条例・施行規則等	
Ⅰ	徳島県生活環境保全条例及び同施行規則（抜粋）	5-1
1	土壌基準（規則別表第 5）	5-12
2	水質基準（規則別表第 6） （様式）	5-13 5-14
Ⅱ	「徳島県生活環境保全条例」に係る様式集（抜粋）	5-32
○	特定事業の許可申請に対する処分に係る審査基準	5-38
第 6 部	その他（参考資料）	
・	特定事業の許可に係る様式一覧表	6-1
・	浸透水を採取するための措置	6-2
・	浸透水の採取位置	6-3

第1部

土砂等の埋立て等を実施される方へ

第1部 土砂等の埋立て等を実施される方へ

徳島県生活環境保全条例（以下「条例」という。）の「土砂等の埋立て等に関する環境保全」（第2章第5節）の規定に基づき、土砂等の埋立て等に対する規制が行われています。（平成17年10月1日施行）

I 土砂等の埋立て等を行う場合の留意事項

1 土砂等の埋立て等に対する規制の内容

「土砂等の埋立て等」とは、土砂等による土地の埋立て、盛土その他土地への堆積をする行為であるため、公共事業や宅地等の造成工事における盛土等、建設残土の一時仮置き、砂利採取後の埋め戻し、農地の嵩上げなどの行為を含みます。

「土砂等の埋立て等」を行う場合には、土壌基準に適合しない土砂等を使用して埋立て等を行うことが禁止されています。

2 特定事業（一時堆積事業）の許可

土砂等の埋立て等のうち、埋立て等をする区域以外の場所から採取された土砂等で埋立て等をする事業であって、その区域の面積が3,000㎡以上のものを、条例では「特定事業」として、あらかじめ知事の許可が必要な行為としています。

特定事業のうち、他の場所への搬出を目的として1年未満の期間において土砂等の堆積を行う事業（仮置き場等）についても、一時堆積事業として、知事の許可が必要となります。

※ なお、土砂等の埋立て等に該当しない行為、特定事業の許可を受ける必要のない行為もありますので、あらかじめ、お問い合わせください。

II 特定事業の許可申請を行う場合の留意事項

1 申請者（特定事業を行う者）について

「特定事業を行う者」とは、継続性を持った土砂等の埋立て等の行為を施工、管理する者であり、土砂等の埋立て等を主体的に推進する者が申請者となります。

なお、開発行為等に係る特定事業で、施工業者（請負業者等）が当該事業を施工、管理する場合は、施工業者が申請者となることができます。

2 許可の期間について

特定事業（一時堆積事業）の許可の期間は3年以内となっています。

3 申請に必要な事項について

(1) 申請に必要な書類

特定事業又は一時堆積事業の許可申請に必要な書類（P 1－4～P 1－5）を「特定事業（一時堆積事業）許可申請書作成要領」（P 3－1）により作成してください。

(2) 特定事業を管理する事務所が設置されること。

(3) 特定事業区域内の表土（埋立て前の表土）が土壌基準に適合していること。

許可の申請に当たっては、埋立て前の表土の土壌検査を実施し、その検査結果を申請書に添付する必要がありますので、土壌検査に必要な期間を見込んで申請の準備を進めてください。

条例では、検査の試料採取は、計量証明を行う者の計量管理下で行い、検査結果証明書は環境計量士が発行したものに限りとしています。試料の採取方法等が不適切な場合には、検査結果を有効とみなさないことがあります。

分析機関に検査を依頼する際、土壌基準を提示し、検査項目及び検査方法に誤りのないようご注意ください。（埋立て等の目的が「田」の場合、「砒素」「銅」の項目についての含有試験も行う必要があります。）

試料の採取方法など土壌検査を実施する上での留意点は「特定事業の許可に係る土壌検査及び水質検査の実施における留意点について」（P 1－6）で確認してください。

「土壌基準」：生活環境保全条例施行規則（以下「施行規則」という。）第 3 5 条
別表第 5（P 5－1 2）

(4) 特定事業区域内の浸透水を採取するために必要な措置が図られていること。

特定事業の許可を受けた後、定期的に土砂等の埋立て等に使用された土砂等の層を通過した雨水等（浸透水）を採取し、水質検査を実施する必要があります。

「水質基準」：施行規則第 3 6 条 別表第 6（P 5－1 3）

(5) 申請者の欠格要件に該当しないこと。

申請者がこの条例による特定事業の許可の取消処分を受けてから 3 年を経過していない等申請者の欠格要件に該当する場合は、許可をすることはできません。

「特定事業の許可申請に対する処分に係る審査基準」（P 5－3 8）で確認してください。

4 他法令等の許認可等について

特定事業の許可申請書を提出し、条例による許可を受けても、他の関係法令等の許認可等を受けていなければ、特定事業を実施することはできません。

申請の前には、事業を行う際に関係する法令等や、その許認可、届出等の可否を十分確認し、必要な手続きを済ませておいてください。

5 申請書の提出について

申請書の提出先は次のとおりです。正本 1 部、副本 2 部（環境管理課の所管区域については、副本 1 部。なお、副本は写しで可）を提出してください。

なお、特定事業が複数の市町村にまたがって行われる場合は、その数に応じて副本が必要となります。

事 務 所 名	連 絡 先	所管区域
環境管理課 土砂・環境影響担当	〒 770-8570 徳島市万代町 1 丁目 1 電話 (088)-621-2276 又は 2294	徳島市、鳴門市、小松島市、 吉野川市、阿波市、勝浦町、 上勝町、佐那河内村、石井町 神山町、松茂町、北島町、藍 住町、板野町、上板町
南部総合県民局 保健福祉環境部環境担当	〒 774-0011 阿南市領家町野上 319 電話 (0884)-28-9858	阿南市、那賀町、美波町、牟 岐町、海陽町
西部総合県民局 保健福祉環境部環境担当	〒 779-3602 美馬市脇町大字猪尻字建神社下南 73 電話 (0883)-53-2062	美馬市、三好市、つるぎ町、 東みよし町

6 申請の手数料

- (1) 特定事業の許可 1 件につき 5 万 2 千円
- (2) 特定事業の変更許可 1 件につき 3 万 3 千円

○ 土地所有者のみなさんへ

土砂等の埋立て等のために、所有地を貸したりするなど土地を提供するときには、事業者から十分な説明を受けてください。

不適正な土砂等の埋立て等が行われた場合、土地所有者も知事の措置命令や罰則の対象となる場合があります。

お知らせ

徳島県のホームページの中で、条例の概要や許可申請の手引き等について掲載してありますので、トップページから「土砂条例」、「土砂等の埋立て等」のキーワードで検索し、ご利用ください。

○ 許可申請に必要な書類（特定事業）

（条：生活環境保全条例、規：同条例施行規則）

事	項	備 考	
1	目次		1
2	特定事業許可申請書（規則様式第19号） ※(1)から(10)は申請書の必要記載事項 （徳島県収入証紙）	規 39-1 条 80	2 3
	(1) 氏名（法人にあっては、名称及びその代表者の氏名）及び住所	条 63-1-1	
	① 申請者の住民票の写し（法人は登記事項証明書）	規 39-1-1	4
	③ 申請代理人になり得ることを示す書類（代理人が申請する場合）	規 39-1-9	5
	④ 法定代理人の住民票の写し（申請者が未成年の場合）	規 39-1-9	6
	(2) 特定事業区域の所在地及び面積	条 63-1-2	
	③ 面積求積図	規 39-1-9	7
	(3) 特定事業に供する施設の設置計画	条 63-1-3	
	① 特定事業に供する施設の設置計画図		8
	(4) 特定事業を施工する事務所の所在地	条 63-1-4	
	(5) 特定事業の施工を管理する者の氏名	条 63-1-5	
	(6) 特定事業区域内の表土の汚染状況についての検査結果	条 63-1-6	
	① 表土の土壌検査関係書類（検査試料採取地点位置図） （現場写真） （検査試料採取調書） （検査結果を証明する書面）	規 39-1-7	9
	(7) 特定事業に使用される土砂等の量	条 63-1-7	
	② 使用土砂等予定量計算書	規 39-1-8	10
	(8) 特定事業の施工期間	条 63-1-8	
	(9) 特定事業に使用される土砂等の採取場所並びに当該採取場所からの土砂等の搬入予定 量及び搬入計画	条 63-1-9	
	① 搬入計画等（特定事業許可申請書別紙）		11
	④ 搬入経路図	規 39-1-9	12
	(10) 特定事業区域内の浸透水を採取するための措置	条 63-1-10	
	① 浸透水を採取するための施設計画図		13
	(11) その他規則で定める事項	条 63-1-11	
3	許可申請書の添付書類	規 39-1	
	(2) 特定事業区域の位置図	規 39-1-2	14
	(3) 特定事業区域及びその付近の見取図	規 39-1-2	15
	(4) 特定事業区域の計画平面図	規 39-1-3	16
	(5) 特定事業区域の計画縦断面図	規 39-1-3	17
	(6) 特定事業区域の計画横断面図	規 39-1-3	18
	(7) 特定事業区域内の土地の登記事項証明書	規 39-1-4	19
	(8) 特定事業に供する施設に係る土地の登記事項証明書	規 39-1-9	20
	(9) 特定事業区域内の土地の公図の写し	規 39-1-4	21
	(10) 特定事業に供する施設に係る土地の公図の写し	規 39-1-9	22
	(11) 土地の使用権原を証する書類	規 39-1-5	23
	(12) 特定事業区域内土地使用同意書	規 39-1-5	24
	(13) 特定事業（一時堆積事業）区域外土地使用同意書	規 39-1-9	25
	(14) 土地所有者の印鑑登録証明書	規 39-1-9	26
	(15) 特定事業区域内施工同意書	規 39-1-6	27
	(18) 関係法令等の許認可等の許可書等（申請書）の写し	規 39-1-9	28
	(19) その他知事が必要と認める書類	規 39-1-9	
	ア 事業計画概要書（施工計画書、工程表、特定事業に係る土地の明細表、工事の 経歴等及び資金計画書、関係法令等の許認可等一覧表、納税 証明書、融資証明書、残高証明書等）		29
	イ 特定事業許可申請に係る申告書		30
	ウ 特定事業区域の写真		31
	エ その他		32

↑
第3部P3-2記載要領の番号に対応

↑
インデックス番号

○ 許可申請に必要な書類（一時堆積事業）

（条：生活環境保全条例、規：同条例施行規則）

事 項		備 考	
1	目次		1
2	一時堆積事業許可申請書（規則様式第21号）※(1)から(9)は申請書の必要記載事項	規 39-2	2
	（徳島県収入証紙）	条 80	3
	(1) 氏名(法人にあっては、名称及びその代表者の氏名)及び住所	条 63-2-1	
	① 申請者の住民票の写し（法人は登記事項証明書）	規 39-3-1	4
	③ 申請代理人になり得ることを示す書類（代理人が申請する場合）	規 39-3-5	5
	④ 法定代理人の住民票の写し（申請者が未成年の場合）	規 39-3-5	6
	(2) 特定事業区域の所在地及び面積	条 63-2-1	
	③ 面積求積図	規 39-3-5	7
	(3) 特定事業に供する施設の設置計画	条 63-2-1	
	① 特定事業に供する施設の設置計画図		8
	(4) 特定事業を施工する事務所の所在地	条 63-2-1	
	(5) 特定事業の施工を管理する者の氏名	条 63-2-1	
	(6) 特定事業区域内の表土の汚染状況についての検査結果（当該表土と特定事業に使用される土砂等が遮断される構造である場合にあっては、その構造）	条 63-2-3	
	① 表土の土壌検査関係書類（検査試料採取地点位置図） （現場写真） （検査試料採取調書） （検査結果を証明する書面）	規 39-3-3	9
	④ 遮断構造に関する図面	規 39-3-2	10
	(7) 一時堆積事業に使用される土砂等の搬入予定量及び搬出予定量	条 63-2-4	
	② 一時堆積事業の使用土砂等の搬入計画書	規 39-3-5	11
	③ 搬入経路図	規 39-3-5	12
	(8) 一時堆積事業の施工期間	条 63-2-1	
	(9) 特定事業区域内の浸透水を採取するための措置	条 63-2-2	
	① 浸透水を採取するための施設計画図		13
	(10) その他規則で定める事項	条 63-2-5	
3	許可申請書の添付書類	規 39-3	
	(2) 特定事業区域の位置図	規 39-3-1	14
	(3) 特定事業区域及びその付近の見取図	規 39-3-1	15
	(4) 特定事業区域内の土地の登記事項証明書	規 39-3-1	16
	(5) 特定事業に供する施設に係る土地の登記事項証明書	規 39-3-5	17
	(6) 特定事業区域内の土地の公図の写し	規 39-3-1	18
	(7) 特定事業に供する施設に係る土地の公図の写し	規 39-3-5	19
	(8) 土地の使用権原を証する書類	規 39-3-1	20
	(9) 特定事業（一時堆積事業）区域内土地使用同意書	規 39-3-1	21
	(10) 特定事業（一時堆積事業）区域外土地使用同意書	規 39-3-5	22
	(11) 土地所有者の印鑑登録証明書	規 39-3-5	23
	(12) 特定事業区域内施工同意書	規 39-3-1	24
	(15) 特定事業区域の計画平面図	規 39-3-4	25
	(16) 特定事業区域の計画断面図	規 39-3-4	26
	(17) 関係法令等の許認可等の許可書等（申請書）の写し	規 39-3-5	27
	(18) その他知事が必要と認める書類	規 39-3-5	
	ア 事業計画概要書（施工計画書、工程表、特定事業に係る土地の明細表、工事の経歴等及び資金計画書、関係法令等の許認可等一覧表、納税証明書、融資証明書、残高証明書等）		28
	イ 特定事業許可申請に係る申告書		29
	ウ 特定事業区域の写真		30
	エ その他		31

↑
第3部P3－7記載要領の番号に対応

↑
インデックス番号

○ 特定事業の許可に係る土壌検査及び水質検査の実施における留意点

1 土壌検査及び水質検査の試料採取は、計量証明を行う者の計量管理下で行われていること。

これは、計量証明を行う者（計量法（平成4年法律第51号）第107条の規定による濃度の計量証明の登録を受けた者（以下「証明事業者」という。））が責任をもって、試料採取を行うことを基本とし、当該証明事業者が試料採取を外注した場合であっても、その業務を受注した者に対して、自らが行うのと同等の適切な方法により行わせ、その行為の責任を当該証明事業者が負うものとして計量証明が行われた場合を含む。

2 土壌検査又は水質検査の結果を証する書面（環境計量士が発行したものに限る。）について

- (1) 証明事業者自らが試料の採取から分析までを行った場合は、その検査結果について環境計量士が発行した検査結果を証明する書面又は証明事業者が発行する計量証明書とする。
- (2) 証明事業者が、試料の採取を外注した場合は、証明事業者が発行する計量証明書とする。
- (3) 次の場合の計量証明書は、土壌検査又は水質検査の結果を証する書面とはみなさない。
 - ・ 持ち込みサンプルである場合（証明事業者が試料の採取に関知していない場合）
 - ・ 試料採取が証明事業者の計量管理下にあると認められない場合

3 土壌検査の試料採取の方法

- (1) 特定事業の施行前の表土又は特定事業の廃止若しくは完了時の土壌検査（条例第63条及び第72条関係）

1ヘクタール以下の場合は1区域、1ヘクタールを超える場合は、特定事業区域を1ヘクタール以内の区域に等分し、等分された区域ごとに試料を採取する。

試料は、原則として、各区域ごとに任意に5地点を決め、その5地点から採取された土砂等を等量混合する。5地点の選定に当たっては、区域内の状況を代表する地点とし、偏りのないようにするものとする。

深さは、表土と5センチメートルから50センチメートルまでの土砂等を同じ重量混合する。

ただし、第1種特定有害物質に係るものについては、代表的な地点1点において、50センチメートルまでのできるだけ深い位置で採取するものとする。
- (2) 特定事業区域へ搬入する土砂等の土壌検査（条例第69条関係）

土砂等の発生場所ごとに、かつ、4,000立方メートルまでごとに1回採取する。

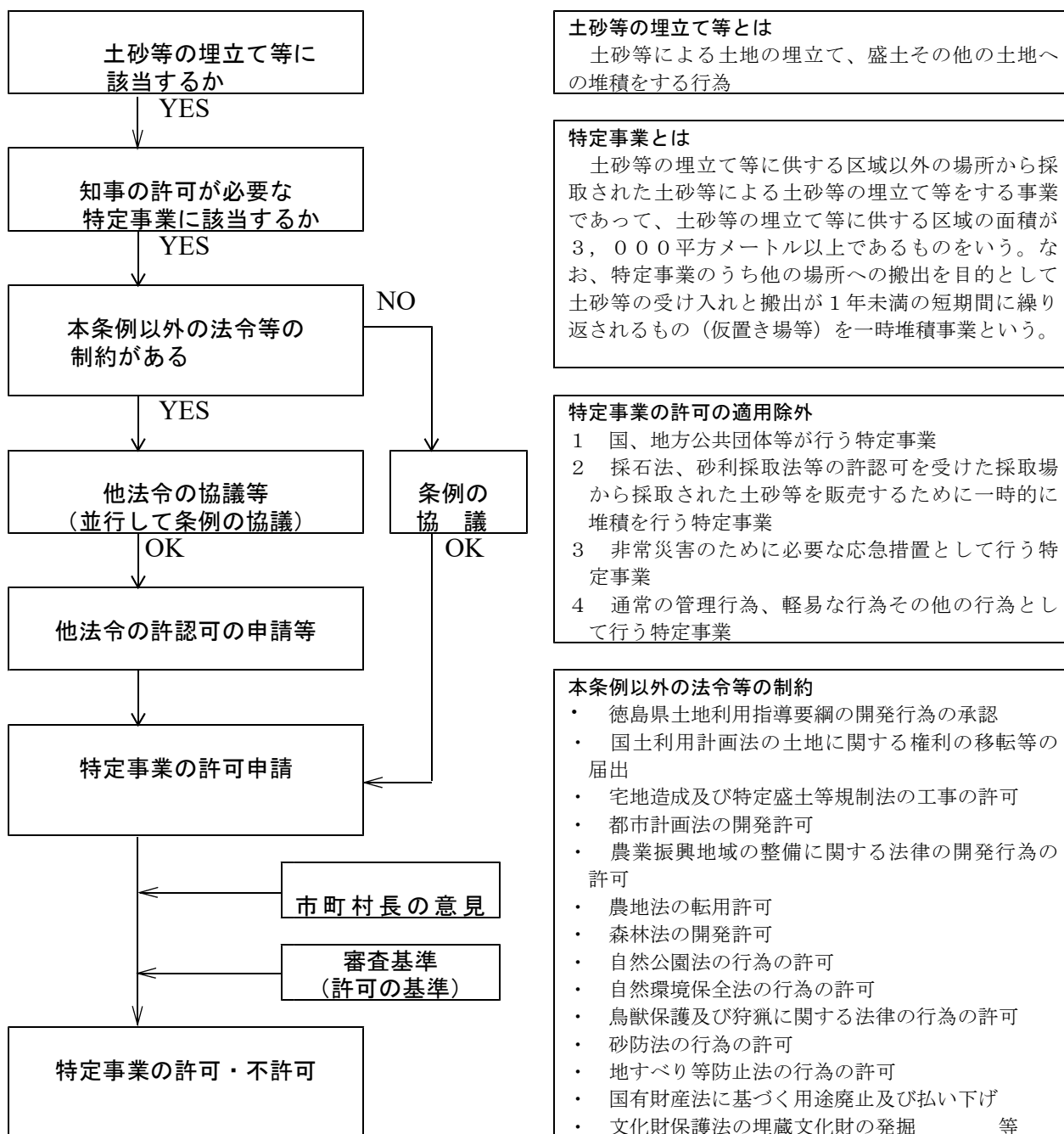
試料は、原則として、任意に5地点を決め、その5地点から採取された土砂等を等量混合する。深さは、50センチメートルまでのものとする。

ただし、第1種特定有害物質に係るものについては、代表的な地点1点において、50センチメートルまでのできるだけ深い位置で採取するものとする。
- (3) 採取した土砂等の取り扱い
「土壌の汚染に係る環境基準について（平成3年環境庁告示第46号）」付表に定める方法により適切に行うこと。

4 その他

平成18年3月1日から適用する。

Ⅲ 特定事業の許可手続の概要



許可の基準

- 1 特定事業を施工する事務所が設置されること。
 - 2 特定事業区域内の表土が土壌基準に適合すること。
 - 3 特定事業区域内の浸透水を採取するために必要な措置が講じられていること（特定事業の性質上当該措置を講ずることが困難であると知事が認める場合を除く。）。
 - 4 申請者が措置命令を受けて措置命令を完了していない者、許可の取り消しを受け3年以上を経過していない者、あるいは特定事業の施工に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者に該当しないこと。
- （一時堆積事業にあっては、上記1、2、4の他に）

- 5 特定事業区域内の浸透水を採取するために必要な措置が講じられていること。
 - 6 表土と堆積する土砂等が遮断される構造である場合、その構造が土壌汚染を防止するものであること。

IV 条例に関するFAQ

Q 1 条例の規制の対象となる土砂等とは

土砂とは、地表、地盤、海底等を掘削するなどして採取された土、砂、礫、砂利が集まったものをいい、岩石等が混入されていても全体として土砂とみなすことができる場合には、条例が適用されます。

県内で行われる土砂等の埋立て等が規制の対象となるため、土砂等が発生した場所が県内であるか県外であるかを、また、土砂等が発生した事業が公共事業であるか民間事業であるかを問いません。

Q 2 条例の規制の対象とならない土砂等がありますか。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律で規定する建設汚泥など他の法令等により規制される土砂等やコンクリートを破砕したもの、スラグは条例の規制の対象としていません。

また、製品として販売されているコンクリート用骨材などで J I S 基準に適合するものについては、条例の規制の対象とはしていませんが、商品として販売されていても採取してそのまま販売されているものについては、規制の対象となります（例えば、山土など）。

Q 3 土砂等の埋立て等から除かれ、条例の規制対象とならない行為がありますか。

- (1) 製品の製造若しくは加工のための原材料の堆積をする行為
- (2) 試験、検査等のための試料の堆積をする行為
- (3) 次の施設において行う土砂等による土地の埋立て、盛り土その他の行為
 - ① 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の許可を受けた一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設
 - ② 鉱山保安法第 13 条の届出をした施設
 - ③ 土壤汚染対策法第 6 条第 4 項の要措置区域又は同法第 11 条第 2 項の形質変更時要届出区域
 - ④ 土壤汚染対策法第 17 条の汚染土壌の運搬に関する基準に従い、汚染土壌を一時的に保管する施設又は同法第 22 条第 1 項の許可を受けた汚染土壌処理施設
 - ⑤ 汚染された土砂等を処理するための施設で知事が指定するもの
- (4) 公有水面における土砂等の埋立て等（不動産登記の対象となる、溜池等を除く。）

Q 4 許可が不要である行為について、どのような規制がかかりますか。

条例では、たとえ小規模な土砂等の埋立て等であっても「土壤基準」に適合しない土砂等による埋立て等を禁止しており、これは、許可が必要な特定事業についても適用されます。

なお、条例に違反した場合は、知事の措置命令の対象となり、措置命令違反には罰則が適用されることがあります。

Q 5 土砂等の埋立て等をするときに土壤検査は必要ですか。

許可の必要な特定事業の場合、土壤検査が義務づけられていますが、それ以外の行為については土壤基準に適合するかどうかの確認方法については特に定めていません。しかし、埋立て等する土砂等を採取した土地について、自主的に聞き取りや既存資料による調査を行い、土壤汚染のおそれがある土地と判断される場合は、県の関係機関等へ相談してください。

Q 6 土地所有者にも規制がかかるのですか

条例では、土壌基準に適合しない土砂等による埋立て等が確認された場合、土砂等の埋立て等した者に限らず土地を提供した者に対しても措置命令が行われることがあり、命令に違反した場合、罰則の対象となることがあります。

土砂等の埋立て等に土地を提供する場合は、事業者に必要な説明を求めるとともに、土砂等の埋立て等が適正に行われているか現場状況の把握に努めてください。

Q 7 許可を必要としない特定事業にはどんなものがありますか

次の行為については、許可の適用除外としています。(条例第 6 2 条)

- (1) 国、地方公共団体等（以下「国等」という。）が行う特定事業

国等が発注する事業（公共事業）で、国等の設計、施工管理により行われる道路の建設や造成工事など。

なお、公共事業により発生する残土の処分については、処分のための土砂等の埋立て等（特定事業）を国等が設計、施工、管理等を行うものかどうかで判断することになり、国等が行わないものについては許可が必要となります。

- (2) 採石法、砂利採取法等の許認可を受けた採取場から採取された土砂等を販売目的で一時的に堆積する特定事業

- (3) 非常災害の応急措置として行う特定事業

- (4) 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為

運動場に砂を撒く行為や、農産物の品質を保つため手入れ砂等で表土に客土する行為などが該当します。なお、農地の嵩上げは、管理行為には該当しないため、特定事業である場合、許可が必要となります。

Q 8 土壌検査や水質検査はどの時点でどのくらい行わなければならないのか。

事業開始前（許可申請前）から完了（廃止）までの検査は次の表のとおりです。

検査の実施時期等		検査の内容	備 考
申請前		特定事業区域内の表土*の土壌検査 (1haを超える場合にあっては、1ha以内の区域に等分した区域ごとに行う。)	許可申請書に検査結果を証する書面を添付する
施工中	土砂等の搬入前	搬入する土砂等の土壌検査 (条例第 69 条第 1 号から第 4 号に該当する場合を除く)	採取場所ごと、かつ 4,000 m ³ ごとに必要な土砂等搬入届に検査結果を証する書面を添付
	特定事業を開始した日から 6 か月（一時堆積事業は 3 か月）ごと	特定事業区域内の浸透水の水質検査 (水質検査が実施できない場合は土壌検査)	特定事業水質・土壌検査結果報告書に検査結果を証する書面を添付する。
	完了（廃止）時	特定事業区域内の表土の土壌検査 (1haを超える場合にあっては、1ha以内の区域に等分した区域ごとに行う。) 特定事業区域内の浸透水の水質検査	特定事業水質・土壌検査結果報告書に検査結果を証する書面を添付する。

※ここでのいう表土とは、埋立する土砂等と接する面の土砂等をいう。

Q 9 土壌検査の試料の採取について留意すべき事項はありますか。

試料の採取は、計量証明を行う者の計量管理下で行うこととなっており、これは、計量証明を行う者（計量法の規定による濃度の計量証明の登録を受けた者（環境計量証明事業者））が責任をもって、試料採取を行うことを基本とし、当該証明事業者が試料採取を外注した場合であっても、その業務を受注した者に対して、自らが行うのと同等の適切な方法により行わせ、その行為の責任を当該証明事業者が負うものとして計量証明が行われた場合を含みます。

Q10 土壌検査や水質検査の検査結果を証する書面とはどのようなものですか。

検査結果を証する書面は、環境計量士が発行したものに限られており、

- (1) 証明事業者自らが試料の採取から分析までを行った場合は、その検査結果について環境計量士が発行した検査結果を証明する書面又は証明事業者が発行する計量証明書
- (2) 証明事業者が、試料の採取を外注した場合は、証明事業者が発行する計量証明書としています。

なお、持ち込みサンプルである場合（証明事業者が試料の採取に関知していない場合）や、試料の採取を受注した者が適切な計量管理を行っていないと認められる場合など、検査結果を証する書面が提出されても無効とすることがあります。

Q11 特定事業の許可申請時の表土の土壌検査が免除されることはありますか。

採石法や砂利採取法の認可を受けた採取計画に基づいて採取を行った跡地で地盤が岩盤の場所で特定事業を行う場合や特定事業区域の表土がコンクリート等で被覆されている場合などは表土の土壌検査が免除される場合があります。